

令和8年度フォレストワーカー育成研修実施要領

1 研修の目的

森林整備や素材生産を効率的かつ安全に行うことができる能力をもった、地域林業の中核となる人材を育成し林業労働力を確保することを目的とする。

2 受講対象者

以下の(ア)から(エ)のいずれかを満たす者を受講対象者とする。

(ア) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号）に基づいた新潟県知事の認定（以下「認定」とする）を受けた事業体に所属している者。

(イ) 認定の申請中、もしくは認定の申請に向けて管轄の地域振興局に相談するなどして準備を行っている事業体に所属している者。

(ウ) (ア)、(イ)に該当しない林業事業体に所属している者。

(エ) (イ)に該当するもの以外で新たに林業に参入しようとする事業体に所属している者。

3 研修教程

以下の(1)から(3)までに掲げる教程を2年間かけて実施する。

(1) 資格取得研修

次に掲げる(ア)から(シ)までの厚生労働省令で定める技能講習、特別教育及び安全教育（以下、技能講習等とする）の中で未取得のもの全てを後述する研修期間中に受講し修了することとする。受講者は技能講習等の実施教習機関及び実施日程を任意で選択し、技能講習等の実施教習機関に自ら申し込み、受講することとし、開催する教習機関が新潟県内に無い技能講習等については、外部機関に講師を依頼し林業労働力確保支援センターで実施する。

(ア) 普通救命講習

(イ) 刈払機取扱い作業者に対する安全衛生教育

(ウ) 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育

(エ) 伐木等の業務に係る特別教育（安衛則第36条8号）

(オ) 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育

(カ) 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育

(キ) 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育

(ク) 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育

(ケ) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習

(コ) 不整地運搬車運転技能講習

(サ) 小型移動式クレーン運転技能講習

(シ) 玉掛技能講習

(2) 集合研修

別表1に定める「林業労働安全衛生」、「林業一般」、「林業機械」、「森林調査」、「作業道・作業路の設計と施工」に関する研修を実施する。

(3) OJT 研修

「現場管理」、「森林調査」、「森林整備」、「素材生産」に関して、別表3に定める必修科目169時間、および選択科目32時間以上の研修を受講者の所属する事業体が施業を行なう林業現場にて実施する。研修実施にあたっては、受講者の所属する事業体の中から、各科目に関する業務の経験が十分にある者を指導者として選任しなければならない。ただし、受講者の所属する事業体の中で指導者として適当な者がいない場合は、外部の者を指導者に選任することができる。また、所属する事業体内で実施が困難な科目がある場合は、支援センターと相談のうえ、別に実施され

る研修等を受講することで代替できるものとする。実施したすべての科目について支援センターに報告する。

4 養成者数

養成者数は、1年目、2年目ともに5人程度とする。

5 研修期間

(1) 資格取得研修

受講決定日から令和9年2月末日まで

(2) 集合研修

1年目受講者を対象とし、別表2のとおり実施する。ただし、2年目受講者で昨年度に一部日程を欠席していた者は、欠席した科目を受講しなくてはならない。

(3) OJT 研修

1年目：受講決定日から令和9年2月末日まで

2年目：前年度のOJT研修実施報告日から令和9年2月末日まで

6 受講申請

1年目2年目ともに、受講申請書（様式第1号）を作成し別に定める提出期限までに提出する。

7 修了証の発行

3に掲げるすべての教程の修了が確認された場合、研修2年目の3月に当研修の修了証を発行する。2年間ですべての教程を終了できなかった場合は、2年目研修受講年度の翌年度中に残りの教程の修了が確認できた場合に限り当研修の修了証を発行するが、この間に実施した研修に関しては8に掲げる助成の対象とはならない。

8 研修に掛かる経費の助成

研修の受講に係る以下の経費について助成を行う。

(1) 受講料助成①

資格所得研修で研修受講者に技能講習等を受講させるために事業者が支払った受講料のうち、消費税を抜いた額の2分の1を助成する。助成対象はすべての研修受講者が所属する事業者とする。ただし、他の同様な助成金制度（「建設労働者確保育成助成金」など）と重複して助成は行わない。

また、1年目の資格取得研修受講料助成実績報告後から2年目研修の受講決定までの間に受講したものについては対象としない。

(2) 受講料助成②

資格所得研修で技能講習等を受講するために事業者が支払った受講料のうち、消費税を抜いた額の4分の1を「受講料助成①」に加えて助成する。助成対象は「2受講対象者」の(ア)または(イ)に該当する者の所属する事業者とする。1年目の資格取得研修受講料助成実績報告後から2年目研修の受講決定までの間に受講し「受講料助成①」の対象から外れたものについては消費税を抜いた額の2分の1を加えて助成することができる。

(3) 集合研修参加経費助成

集合研修に研修受講者を参加させるために事業者が負担した経費の補填として、研修受講者1人1日あたり1万円を助成する。助成対象は「2受講対象者」の(ア)または(イ)に該当する者の所属する事業者とする。